

鳥と太陽光発電

～鳥類への影響～

(公財)日本野鳥の会 自然保護室
主任研究員 浦 達也

2018年8月30日(木)



太陽光発電がもたらす野鳥への影響

1. 直接的な生息地の消失

2. 生息地の分断

⇒ 生息場所からの追い出し、行動の変更

3. 食物資源量の減少による生存率等の低下

4. 発電設備への衝突

⇒ 太陽光パネルを水域と間違えて衝突(水鳥)

⇒ 発電所を囲むフェンス等への衝突

錦海塩田跡地（岡山県瀬戸内市, 500ha）

- ・事業者：合同会社（東京）
- ・計画規模：230MW（約250ha）
- ・経緯：日本野鳥の会岡山県支部などが**チュウヒ等の保護**のため、計画縮小を求め、市や事業者に要望書を提出



設置工事前の塩田跡地（H27.6）



設置区は地面が露出（H28.1）



採餌場所が減るチュウヒ（H28.2）

野鳥保護に関するトラブル事例(山下紀明・2016)

※自然保護上のトラブルでは、森林伐採が最も多い理由

茨城県坂東市 菅生沼(東京新聞 2014.09.20)

- ・事業者:不明
- ・計画規模:3ha
- ・理由:県有地、私有地が入り組んだ沼地の民有地で、メガソーラー開発の許可申請があり、自治会はコハクチョウをはじめ生態系の保全のため反対、市も県に開発許可を出さないよう要望。
- ・経過:県から開発許可は下りず、市が業者に別の土地を紹介。その後、市では菅生沼の自然景観保全条例を制定、沼での開発の規制を定めた

三重県木曽岬町 木曽岬干拓地(毎日新聞三重版 2012.02.28)

- ・事業者:商社(東京)
- ・計画規模:49MW(約50ha)
- ・理由:日本野鳥の会三重県支部などがチュウビ等の保護のため計画に反対し、県に対して公開質問書を提出。
- ・経過:県の2012年3月30日の野鳥の会への返答では、県条例アセス(75ha以上の開発区域面積)とチュウビの保全措置(H22年にチュウビ保全区の整備完了)を既に行っている上で、開発を開始すると説明。造成後に毎年、県は環境影響調査を行っている。また、野鳥の会が毎月、県職員立会いの下で干拓地の環境調査を行っており、両者は対話を継続中。

連携団体向け：太陽光発電による野鳥への影響に関するアンケート調査結果

質問内容：

- ①野鳥や自然環境への影響事例の有無
- ②影響が発生した場所
- ③発生影響の種類
繁殖地利用の阻害／中継地利用の阻害／越冬地利用の阻害
／個体またはつがいの消失・減少・他の場所への移動
- ④影響を受けた鳥の種名
- ⑤自然環境に起きた影響
森林伐採／草地伐採／裸地化／湖沼池の被覆／土砂流出
／土砂崩壊／下流の水質汚濁
- ⑥開発規模（面積および発電出力）
- ⑦地域での軋轢の発生の有無
要望書提出／署名活動／デモ発生／反対集会の開催等

野鳥への影響

(回答あり41/89団体・事例あり20/41団体 ※23事例)

繁殖地利用の阻害(17事例)

クイナ、ヒクイナ、コチドリ、オオジシギ、タマシギ、コアジサシ、
チュウビ、オオタカ、アカゲラ、ヤマガラ、シジュウカラ、ヒバリ、
ウグイス、エナガ、センダイムシクイ、オオヨシキリ、エゾセンニュウ、
コヨシキリ、ノビタキ、キビタキ、カワラヒワ、ホオジロ、アオジ

越冬地利用の阻害(6事例)

ヒドリガモ、マガモ、コガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、クイナ、
ヒクイナ、ハイロチュウビ、コミミズク、モズ、ヒヨドリ、ツグミ類、アオジ

中継地利用の阻害(1事例)

ノビタキ

個体数の減少・消失(3事例)

オオジシギ、ヤマセミ、ホオアカ

野鳥への影響

(回答あり41/89団体・事例あり20/41団体 ※23事例)

環境改変(計22事例)

- ・草地の伐採:10事例
- ・森林伐採:6事例
- ・裸地化:3事例
- ・池沼の被覆:3事例

開発規模

- ・1～5ha :11事例
- ・6～10ha :4事例
- ・20～50ha:6事例
- ・50ha以上:1事例

まとめ

- ・繁殖利用の阻害は、湿地や草原性鳥類の生息地への影響が多い
- ・カラ類が生息するような二次林環境でも影響が多い＝森林伐採
- ・最近では、水上式ソーラーによる池沼被覆が多く、カモ類でも影響あり
- ・どの環境でも野鳥の生息に影響あり。開発規模大きいほど影響大

太陽光発電による自然破壊 (森林伐採・景観悪化 ・土砂崩壊など)



太陽光発電における問題点の解決のためには

問題点: 環境影響評価法(アセス法)の対象事業ではない

⇒ 環境への影響が評価されない / 計画の存在が不明

解決法: アセス法の対象事業に入れる

太陽光発電をアセス条例の対象にしている自治体

太陽光発電: 長野、神戸市、福岡市

電気工作物新設: さいたま市、川崎市、名古屋市

開発行為or工業団地造成:

- ・75ha: 茨城、鳥取、秋田、福島、宮城、富山、愛知、和歌山
- ・50ha: 北海道、石川、静岡、島根、愛媛、熊本、福井、大阪、青森
広島、千葉市、大阪市、北九州市
- ・30~40ha: 佐賀、長崎、大分、鹿児島、沖縄、徳島
- ・20~30ha: 滋賀、埼玉、神奈川、三重、香川、徳島、岐阜、相模原市
- ・10~20ha: 山梨県、広島市、名古屋市
- ・1~10ha: 豊中市、吹田市